

## 宝塚医療大学障がい学生支援に関する基本方針

### 1. 趣旨

宝塚医療大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、障がいのある学生（以下、障がい学生という。）を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供し、社会参画を促進するとともに、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に準拠して、障がいの有無を問わず、本学の学生及び教職員の多様性が教育および研究において重要であることを深く認識し、これを維持、増進させるため、ここに宝塚医療大学障がい学生支援に関する基本方針を制定する。

### 2. 不当な差別的取り扱いの禁止

本学は、障がい学生に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取り扱いをしない。

### 3. 合理的配慮の提供

本学は、障がい学生から社会的障壁※の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生の権利を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上または受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するよう努めることとする。

合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がい学生本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うよう努めることとする。

合理的配慮の提供においては、障がいの状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しを行うことに努めることとする。

### 4. 支援体制

障がい学生の支援は、各学部及び学生生活に係るすべての部門の教職員が行う。支援の提供に当たっては、学長の下、事務局が主体となり各学部及び必要に応じて学内外機関と連携し幅広い支援の提供について検討する。

### 5. 周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、基本方針の周知徹底を行い相談窓口を整備する。

### 附則

本基本方針は、令和 3 年 10 月 27 日から施行する。

\*社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常や社会生活を送る上での障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある方の存在を意識していない 習慣、文化など）、観念（障がいのある方への偏見など）などがあげられる。（内閣府リーフレット「障害者差別解消法が制定されました」より抜粋）